



諏訪本 光議員

Q 創立40周年の熊野高校との連携は

A 〈町長〉 協力的な関係にある。定住交流促進の観点から、今後も何らかの支援をしてまいりたい。

〔Q1〕 熊野高校は、本町の総力を結集してできた学校である。40周年を迎え、円滑な学校運営ができていく時こそ、町との連携が必要ではないか。

〔A1〕 大変いい意見だと思います。存続問題が絡んだ地域では補助をしているところもある。来年度に向けて、熊野高校への支援を検討している。

〔Q2〕 お金よりもソフト面の充実が必要だと思ふ。例えば、小・中・高校の教職員交流や高校の芸術コースと筆産業、関係大学が「熊野町流の産官学連携」をすることは考えられないか。

〔A2〕 先生方の交流は以前に比べて少なくなっているが、教育協議会などで交流を図っている。本町では、大学との連携も行っている。また、芸術系大学との交流を高校の教員や生徒の協力で進めている。

〔Q3〕 以前、スポーツ推進委員が小・中・高校へ配置され成果があったが、現在はどうか。また、熊野高校にあるセミナーハウスの活用について町の考えを伺いたい。

〔A3〕 スポーツ推進委員は30名以内となつていく。以前は学校の先生方がおられたが、現在は競技団体の関係者が多い。セミナーハウスを町が使用するの難しい。熊野高校の生徒と合同で、中学校部活動等での使用を進めたい。



山野千佳子議員

健康福祉

Q 広島県の女性の健康寿命は最下位

A 〈町長〉 熊野町健康増進計画等に沿った施策の推進により、健康寿命の延伸を図りたい。

〔Q1〕 日本の平均寿命は世界最高レベルである。しかし、介護を受けず自立した生活ができる期間を示す健康寿命が近年重要視されている。広島県では、この健康寿命が、男性は40位、女性は最下位だった。町では、この原因がどこにあり、どのような対応策を考えているか。

〔A1〕 健康寿命の延伸については、「第二次熊野町健康増進計画」並びに「食育推進計画」を策定し、若い世代から食事や運動習慣等の生活習慣に気をつけて健康づくりに取り組むなど、自分の健康と地域の健康を意識できるまちをめざした取り組みを進めている。

〔Q2〕 健康寿命は、認知症や生活習慣病にも関連しており、社会参加がその予防になる。このため、住民検診の受診や健康講座の受講、あるいは運動を実施した際に、ポイントが貯まるウエルネス手帳を作成し、健康寿命の意識啓発を行ってはどうか。



▲健康への取り組み

〔A2〕 ポイントが、体を動かす一つの契機になることは重々承知している。町では、健康手帳に加え、ウォーキング手帳等を作っている。これらをもつて、何かできないか、検討していきたい。

Q 〈沖田 ゆかり 議員〉 生活困窮者自立支援制度の充実を

A 〈町長〉 民生課の相談窓口と母子担当や高齢者の地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を図る。

〔Q1〕 仕事や健康などで深刻な問題を抱えた人の相談に応じ、就労や住居の確保等の必要なサービスにつなぐ生活困窮者自立支援制度の本町における取り組みの現状は。

〔A1〕 民生課に相談窓口を置き、就労その他自立に向けた支援と離職等により住宅を失った生活困窮者に対し家賃相当額を支給する2つの事業を行っている。相談件数は平成27年度が17件、本年度は10月末時点で7件あったが、支援プランの作成はなく、家賃相当額を支給する事業の実績はない。

〔Q2〕 相談件数があつたのに支援プランの作成がない理由は。

〔A2〕 国の制度では、半年から約1年間のプランを立てることが基本とされている。しかし、相談内容の多くがパート収入、年金収入等が非常に少なく家計を圧迫している世帯で、母子の関係や高齢者福祉等に繋がっていた結果、プラン作成に至らなかった。

〔Q3〕 一人暮らし高齢者の増加やひきこもり者の増加等、制度が必要な人ほど制度を知らないという現状については。

〔A3〕 役場内の関係課や社会福祉協議会との連携、民生委員の協力も得て周知に努めている。

Q 〈諏訪本 光 議員〉 国際化に伴う案内板と教育の充実は

A 〈町長〉 施設の案内板は一部外国語表記している。外国語教育に関わる教員研修は進めている。

〔Q1〕 国際的な観光の町に向けて、筆の里工房等の施設への案内や施設内の表記を3ヶ国語にすべきではないか。

〔A1〕 外国語併記の必要性は認識している。可能なものから取り組む。

〔Q2〕 国際化に伴い、平成32年からは、小学校3年生から外国語（英語）の授業が始まる。それに伴い30年から先行実施が開始されるが、準備はできているか。

〔A2〕 本年度中には新しい学習指導要領が示され、来年度中には先行実施に活用する新教材が配布される予定である。全ての小学校が配布を申し込んでおり、英語教育の一層の充実と円滑な移行に取り組む。

〔Q3〕 法的拘束力のある学習指導要領の先行実施が始まる平成30年度に向けて、来年度の対策はどうするのか。

〔A3〕 また、今回の改訂により、週当たりの外国語関係の授業時数は、5・6年生が各1時間から各2時間に、3・4年生が新たに各1時間加わる。学校単位では計2時間から6時間となる。ALT（外国語指導助手）の配置人数や教員の研修の充実が必要だと思ふ。

〔A3〕 平成29年度は周知徹底の年として重要である。本町の子どもが不利益をこうむらないよう進めていきたい。